

赤磐市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌を広報媒体として民間業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、赤磐市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌を購入していただき、寄贈を受けた雑誌を図書館に配架します。寄贈雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーが、赤磐市広告掲載取扱要綱（平成23年赤磐市告示第80号）第4条第1項及び別表第1に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、赤磐市広告掲載取扱要綱第4条及び別表第2に該当するものは、対象としません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

5 広告の規格・表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とし、その大きさ及び貼付位置は次のとおりとします。

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内

貼付位置 最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央

(2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。

(3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することが出来るものとします。ただし、表示の開始は、支払い確認後とします。

(4) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの

場合は図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日とします。ただし、期間満了の2箇月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

9 申込方法

赤磐市広告掲載申込書（赤磐市広告掲載取扱要綱様式第1号）と、雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書（第2号様式）により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払は、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

（1）支払は一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。

（2）振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

（3）雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

附 則

この要領は、平成24年12月14日から施行する。

別表第1

1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
2	貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
3	投機の商品に関する業種
4	ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種
5	民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続き中の事業者
6	債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
7	法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
8	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
9	その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

別表第2

1	次のいずれかに該当するもの ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの エ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの ケ 社会的に不適切なもの コ 国内世論が大きく分かれているもの
2	消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。） イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等 ウ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの

3 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの